

大阪高裁控訴審第1回口頭弁論の報告

控訴審第1回口頭弁論

1. 2021年4月13日(火) 14時～14時30分
2. 大阪高裁202号大法廷
第6民事部B係 大島 眞一 裁判長
3. 控訴人弁護団：佐藤 真理、安藤 昌司、白井 啓太郎、星 雄介、今治 周平、
松本 恒平の各弁護士
4. 被控訴人代理人：平山 浩一郎 弁護士
5. 傍聴人：41名(名古屋、大津市、京都市、大阪府、神戸市からも参加)
6. 控訴人代理弁護人意見陳述

(1) 佐藤 真理 弁護団長

一審判決の不当性について反論、意見陳述を行った。

○一審判決は、放送法遵守義務は一般的抽象的に負担する義務であって、個々の受信契約者に対して負う義務ではないとした。その根拠として

- ① 原告らの求める放送が「個人的価値観を基準」とした放送であるとした。
- ② 個々の受信契約者に負う義務であることを認めると、NHKの放送番組編集の自由を著しく制約し、その行使を事実上不可能ならしめることになるとした。

○反論

① に対しては、原告らのNHKのニュース報道に対する批判は個人的価値観に基づくものではない。原告らが訴えたのは、NHKが視聴者に対して負う「自主自律の堅持」であり、視聴者の「知る権利」に応え、事実を曲げずに伝えるという放送法を遵守することである。

② に対しては、ある番組が放送法違反であると裁判所が判断した場合、それは、NHKに対し一定の放送時間を設けて何らかの作為を命ずるものではない。NHKは違法状態を解消する様々な手段を「自律」的に選択できるのであって、報道の自由の侵害にはならない。

○一審判決は、放送法遵守義務が確定しても、原告らはNHKによる任意の履行を期待する他ないので、判決の効力は、放送義務に関する紛争の解決に資するものではなく、したがって確認の利益はないとした。

○反論

遵守義務確認請求を認める判決がなされれば、NHKは遵守義務に違反した番組を放送した場合、受信契約者から損害賠償請求訴訟等が提起されて敗訴するリスクが現実化し、NHKはそのようなリスクを回避するために遵守することを現実的に強制され、原告らに確認の利益が認められることになる。

また、遵守義務の履行状況についての視聴者からの疑義にNHKが誠実に応答する「説明責任」がNHKに存することが明確になり、「放送法第27条順守義

務の実効化」という法的利益を視聴者にもたらし、視聴者と NHK の信頼関係を強固なものとするに資することになる。

○当裁判と 2017 年 12 月 6 日最高裁大法廷判決との関係

- ・最高裁大法廷判決は、「放送は、憲法 21 条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである」と判示した。
- ・当裁判は、「憲法 21 条の保障の下で、主権者国民の『知る権利』に奉仕し、『健全な民主主義の発達に寄与する』ものとして、NHK が自主自律の堅持の上、公共放送の役割を発揮すること」を求めて提起したものである。このことは、上記最高裁大法廷の判示に合致するものである。
- ・最高裁大法廷判決は、「受信契約の成立には双方の『意思表示の合致』すなわち『合意』が必要」としながら、放送内容に全く踏み込まなかった。当裁判では、控訴人は、受信契約は「有償双務契約」であることを主張し、契約内容に NHK の放送法遵守義務が含まれていると主張するものである。

(2) 松本 恒平 弁護士

天皇の代替わり報道が放送法第 4 条 1 項に違反すること及びその報道によって原告らに精神的苦痛が生じたことを陳述した。

- ・大嘗祭、即位の礼は神道儀式としての性格を有している。よってこれらの公的な皇室行事としての執行は、憲法上の政教分離規定に反しており、国家が中立性を欠き、国家神道を助長・促進する行為である。
- ・NHK の天皇代替わり報道は、一切の批判的視点を欠き、徹底した祝賀ムードを演出するものであった。
- ・政教分離規定に反し、意見の分かれている問題を無批判に祝賀ムードを演出した NHK の報道は、放送法第 4 条 1 項 4 号の規定「意見が対立している問題は、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に明確に違反している。
- ・上記のような報道は、神道以外の宗教を信仰する者への圧迫となり、精神的な苦痛が生じている。

7. 被控訴人代理人の意見陳述はなし

8. 次回弁論は 6 月 29 日 (火) 14 時～